

通所介護事業運営規程

有限会社エクセルエムが開設するデイサービスセンターライラック(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第1条 要介護状態の高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業員は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、機能訓練及び日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族等の身体的・精神的負担の軽減を図る。

2 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

3 指定通所介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名 称 デイサービスセンターライラック

(2) 所在地 高知市本町3丁目6-27

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者

事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

利用者及び家族等の必要な相談に応じる。

(3) 看護職員 1名以上

健康チェックにより健康状態を的確に把握し、サービスを利用するために必要な処置を行う。

(4) 介護職員 3名以上

利用者の心身の状況を把握し適切な介助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能の改善を図るための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次の通りとする。

① 営業日 : 月曜日から土曜日(ただし、1/1・1/2を除く。)

② 営業時間 : 午前8時30分から午後5時

③ サービス提供時間 : 午前9時から午後4時30分

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は、次の通りとする。

1単位25人まで

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護は、次の通りとする。

- ① 日常生活上の援助
- ② 健康状態の確認
- ③ 機能訓練サービス
- ④ 送迎サービス
- ⑤ 入浴サービス
- ⑥ 食事サービス
- ⑦ 相談・助言等に関すること

(通常の事業の実施範囲)

第8条 事業の実施範囲は、次の通りとする。

高知市

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、原則として介護保険負担割合証に応じた額となります。

- 2 第8条に規定した通常に事業の実施地域を超えて行う指定通所介護に要した送迎費については以下の額を徴収する。
 - ・片道概ね10キロメートル以上の場合 1キロメートルにつき100円
- 3 利用者の希望によって通常の営業時間を超えて行う通所介護の場合
 - ・1時間 550円
- 4 オムツ代：実費
- 5 昼食代：600円／日
- 6 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要になった場合は、利用者に負担させるべき物に限りその都度、利用者又はその家族等に説明し、同意を得たものに限り徴収することができる。
- 7 利用者の希望によって上記2～5の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族等に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたっては、利用者は事業者の重要事項の説明をよく聞き、事業者の指示に従う。サービスが利用できない時は速やかに事業者に連絡を入れる。

(緊急時における対応方法)

第11条 指定通所介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難・救出その他必要な訓練を行う。

- (1) 事業所に防火担当責任者及び火元責任者の2名をおき、防火管理体制をとる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的な点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。

- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防災教育(地震・水害・火災時の避難・通報・消火)・・・年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・・・随時
- (7) その時必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(苦情処理)

第13条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件に提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守した適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 従業員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- ② 継続研修 年12回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるものとする。
- 4 事業者は、指定通所介護に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定通所介護を提供した日をいう。)から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規程は、令和7年3月1日から施行する。